

共用給水装置（新規・変更）申請書

受付	年	月	日	受付 No.
処理	年	月	日	水道番号
				メーター番号

南部水道企業団				年		月		日	
企業長 殿									
所在地				住所					
				氏名				⑩	
				電話番号					
総代理人				住所					
(管理人・代表者)				氏名				⑩	
				電話番号					
建物の名称				階数			入居世帯数		
・新規 <input type="checkbox"/>					階		・新規 <input type="checkbox"/>		
・変更 <input type="checkbox"/>							・変更 <input type="checkbox"/>	世帯(戸)	
建物の所在地						アパート全世帯数			
								世帯(戸)	
量水器口径	mm	受水槽	m <sup>3</sup>		貯水槽容量	m <sup>3</sup>			
添付書類	見取り図		平面図		側面図		共用料金適用における条件承諾書		
現場確認	年月日				メーター指示数		共用料金適用月		
					m <sup>3</sup>				
所見									
決裁	経営課長		料金班長		料金班		受付		

1. 太線の中を記入してください。
2. 総代理人の届出について、代表者の定められている場合と、それ以外（不動産会社の管理等）で選定し、記入してください。
3. 建物の名称、世帯数（戸）の欄で新規、変更区分ではまる方に「□」に、レ印をつけてください。
4. 入居世帯数の変動がある場合は、入居世帯数の記入欄に、現在の世帯数を記入し提出してください。
5. 現地確認・共用料金適用条件を確認する為、添付書類（建物付近見取り図、建物平面図・側面図、条件承諾書）を提出してください。

## 共用料金適用における条件承諾書

貴企業団が共用料金適用する事について、下記の条件を承諾します。

### 記

1. 分譲アパート等で受水槽以下の給水装置が入居世帯部屋ごとに個々に所有されている事。
2. 一棟の建物を建造区分し、各区分の家屋所有者が異なり、給水管部分について共有されている事。
3. 2の場合、建物を建造区分している事により、階段が建物の外に設置されている事。
4. 共用料金適用時から入居世帯数の変動がある場合は、申請書を再度提出する事。
  - ① 入居世帯数が減っている事を南部水道企業団が確認した場合は、申請がなくても入居世帯数に合った料金形態で認定し、調定する。
  - ② 入居世帯数の内、空き部屋の期間が検針の1月間で15日を超える場合は、その分の料金形態（入居世帯数）で1月分とみなして調定する。ただし、15日以内の場合は、共用料金適用時の料金形態で調定する。
5. 受水槽以下の給水装置の変更、改造等がある場合は、申請書を再度提出する事。
6. 各戸同様に共用住宅における住宅部分の戸数、6割以上。

年 月 日

申請者 住所

氏名

Ⓜ

南部水道企業団  
企業長 殿